

令和5（2023）年度第1回みよし市公契約審議会 次第

日時：令和6（2024）年1月25日（木）午後2時から

場所：みよし市役所301会議室

- 1 開会
- 2 委員委嘱
- 3 市長挨拶
- 4 みよし市公契約審議会について
- 5 会長の選任について
- 6 労働報酬下限額の設定について（諮問）
- 7 審議事項

労働報酬下限額の設定について
（条例第6条第2項に基づく審議）

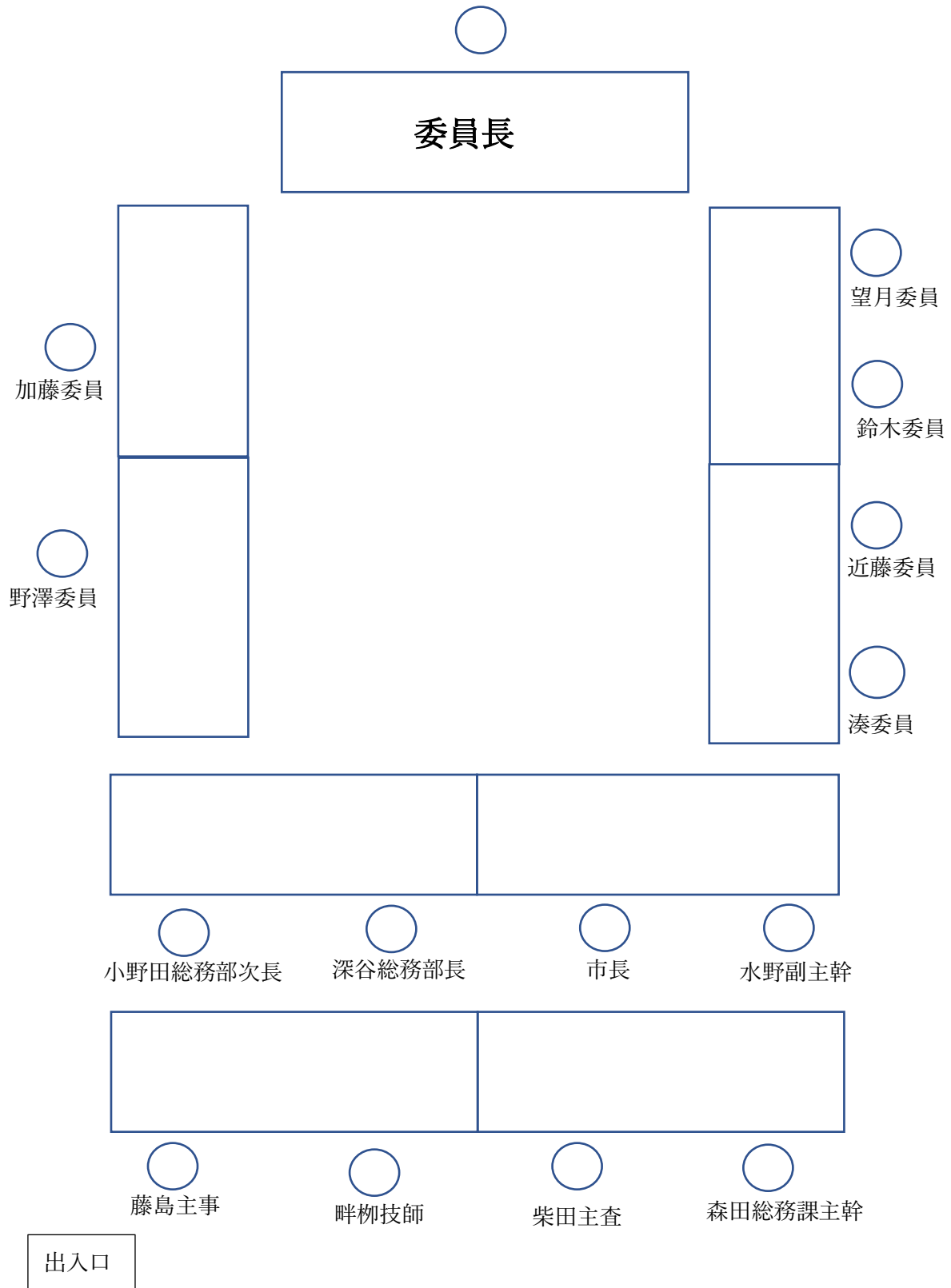
- 8 その他
 - （1）労働報酬下限額の取り扱いについて
 - （2）公契約審議会の今後の開催時期について

第1回公契約審議会配席図

令和6(2024)年1月25日(木)

午後2時から

301会議室



みよし市公契約審議会 委員名簿

(敬称略)

学識経験者	もちづき つねお 望月 恒男	愛知大学 経営学部 会計ファイナンス学科 教授
	すずき ともひろ 鈴木 智洋	後藤・鈴木法律事務所 弁護士
事業者代表	かとう てつじ 加藤 哲司	みよし商工会 副会長 有限会社アトラス 代表取締役
	のざわ ゆうじ 野澤 雄二	みよし商工会 副会長 野沢建設株式会社 代表取締役
労働者代表	こんどう くにひろ 近藤 邦博	全国自治団体労働組合愛知県本部 書記長 地方公務員（豊田市役所）
	みなと ゆたか 湊 裕	日本労働組合総連合会愛知県連合会豊田地域協議会 事務局長

みよし市公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本方針を定め、市及び公契約の相手方となる事業者の責務を明らかにすることにより、公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働環境及び事業者の健全で安定した経営環境を確保するとともに、公契約に係る業務の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が締結する売買、賃借、請負その他の契約及び市と地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。
- (2) 特定公契約 公契約のうち、第6条から第14条までの規定の適用を受けるものとして規則で定めるものをいう。
- (3) 市長等 市長及び病院事業管理者をいう。
- (4) 受注者 市と公契約を締結する者をいう。
- (5) 下請負者 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他の市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。
- (6) 事業者 次に掲げる者をいう。
 - ア 受注者
 - イ 下請負者
 - ウ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定により受注者又は下請負者に対して次号アに掲げる者を派遣する者
- (7) 労働者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 事業者には雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者

(8) 賃金等 公契約に係る労務の対価であって次に掲げるものをいう。

ア 前号アに該当する者がその雇用する者から得る賃金

イ 前号イに該当する者がその請負の契約により得る収入

(基本方針)

第3条 市は、公契約に係る施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とする。

(1) 適正な積算による予定価格を設定するとともに、公契約の品質及び適正な履行を確保すること。

(2) 防災及び災害復旧活動をはじめとする地域社会の維持及び社会的価値の向上に貢献する業者を適正に評価し、将来にわたる公契約の担い手の育成及び確保に寄与すること。

(3) 公契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公平性を確保すること。

(4) 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。

(5) 労働者等の適正な労働環境を確保すること。

(6) 地域経済の活性化及び健全な発展のために、競争性に配慮しつつ、市内に事務所又は事業所を有する業者（以下「市内業者」という。）の受注機会の確保に努めること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本方針にのっとり、公契約に関する必要な取組を推進するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、公契約に携わる者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、誠実に当該公契約を履行しなければならない。

2 事業者は、市が実施する公契約に係る施策に従い、公共事業の質を確保しなければならない。

3 事業者は、労働者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

4 事業者は、公契約に係る業務を下請させ、又は再委託する場合は、相手方にこの条例の趣旨を説明し、理解を得るとともに、法令等を遵守し、適正な元請下請関係を構築するため、下請負者と各々の対等な立場における合意に基づいて公正な下請契約を締結す

るよう努めなければならない。

- 5 事業者は、下請負者を選定するときは、市内業者を積極的に活用するよう努めなければならない。公契約に係る業務の実施に必要な資材等を調達する場合についても、同様とする。

（労働報酬下限額）

第6条 特定公契約において、事業者は労働者等（第2条第7号イに掲げる者及び規則で定める者を除く。）に対し、市長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の賃金を支払わなければならない。この場合において、労働報酬下限額と比較するために用いる賃金の計算方法については、規則で定める。

- 2 市長は、労働報酬下限額を定めようとする場合は、第15条第1項のみよし市公契約審議会の意見を聴くものとする。

- 3 市長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

（労働環境確認書）

第7条 事業者は、特定公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入状況その他の労働条件が適正であることを確認するための帳票（以下「労働環境確認書」という。）を市長等に提出するものとする。

- 2 市長等は、前項の規定により提出された労働環境確認書を閲覧に供するものとする。

（労働者等への周知）

第8条 受注者は、次に掲げる事項について、特定公契約に係る作業が行われる作業場の見やすい適切な場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面で交付することにより、労働者等（規則で定める者を除く。以下同じ。）に周知しなければならない。

(1) 労働者等の範囲

(2) 労働報酬下限額

(3) 次条の規定による申出をする場合の申出先

(4) 次条の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

（労働者等の申出）

第9条 特定公契約に従事する労働者等は、賃金等が支払われるべき日において、支払われるべき賃金等が支払われていない場合又は支払われた賃金の額が労働報酬下限額を下回る場合は、市長等又は事業者はその事実を申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 事業者は、労働者等から前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(立入調査等)

第11条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に当該事業者の事業所若しくは作業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

(1) 労働者等から第9条の規定による申出を受け、その申出の事実を確認するため必要があると認めるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特定公契約に係る労働者等の労働環境を確認するため必要があると認めるとき。

2 前項の規定により立入調査をする場合において、市長等は、必要があると認めるときは、労働者等その他の関係者に協力を求めることができる。

3 第1項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正措置)

第12条 市長等は、前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、事業者がこの条例の規定に違反していると認める場合は、事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2 前項の規定により是正の指導を受けた事業者は、速やかに是正の措置を講じ、講じた措置及びその結果を市長等に報告しなければならない。

(公表等)

第13条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨の公表をし、又は入札参加停止措置若しくは関係機関への通報を行うことができる。

(1) 第7条第1項の規定による労働環境確認書の提出をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

(2) 第11条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告

をし、若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

- (3) 前条第2項の規定による是正の措置を講ぜず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

(公契約の解除及び損害賠償)

第14条 市長等は、受注者が前条各号のいずれかに該当するときは、市と受注者との公契約の解除（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて行う管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令）（以下「解除」という。）をすることができる。

- 2 前項の規定により解除をした場合において、受注者に損害が生じても、市長等は、その損害を賠償する責任を負わない。

- 3 受注者は、第1項の規定による解除によって市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(公契約審議会)

第15条 第6条第2項に定めるもののほか、公契約の実施状況及びこの条例に係る重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を市長に答申するため、みよし市公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、必要に応じて公契約に関する施策及び必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

- 3 審議会は、委員6人以内をもって組織する。

- 4 委員は、業者及び労働者の代表者並びに学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は企業管理規程で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 2 項及び第 3 項、第 15 条並びに附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 3 条から第 14 条までの規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に業務を開始する公契約について適用する。

みよし市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、みよし市公契約条例（令和5年みよし市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定公契約)

第2条 条例第2条第2号の規則で定めるものは、次のとおりとする。ただし、随意契約（公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定した後の随意契約を除く。）を除くものとする。

(1) 予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負契約

(2) 予定価格が1,000万円以上の業務の委託に関する契約及び労働者派遣契約

(3) 予定価格が1,000万円以上の指定管理協定のうち、公募によるもの

(予定価格)

第3条 前条第2号及び第3号の予定価格は、1年以下の契約にあつては当該予定価格、1年を超える契約にあつては予定価格を契約月数で除して得た額に12を乗じて得た額、指定管理協定にあつては当該指定管理協定の年相当額とする。

(条例第6条第1項の労働者等から除く者)

第4条 条例第6条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）

(2) 工事又は製造の請負契約に関わる業務に従事する現場代理人、監理技術者及び主任技術者

(3) 特定公契約に関わる業務に従事した時間が1月当たり30分未満の者

(労働報酬下限額)

第5条 条例第6条第1項に規定する労働報酬下限額は、特定公契約に関わる業務に従事する労働者等に対して支払われるべき1時間当たりの労働の対価の下限の額とする。

2 労働報酬下限額は、特定公契約の種類及び内容に応じて、次に掲げる額等を勘案して定めるものとする。

(1) 農林水産省及び国土交通省が毎年度決定する公共工事設計労務単価（以下「設計労務単価」という。）

(2) 最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金として定める最低賃金額

(3) その他行政機関が定める労務単価の基準

3 条例第6条第1項後段に規定する労働報酬下限額と比較するために用いる賃金の計算方法は、次の各号に掲げる特定公契約の種類に応じ、当該各号に定める賃金の合計を、特定公契約に係る労働時間1時間当たりの金額に換算するものとする。

(1) 工事又は製造の請負契約 当該請負契約に係る業務に従事する労働者等に支払われる賃金のうち、設計労務単価を構成する基本給相当額、基準内手当、臨時の給与又は実物給与のいずれかに該当するもの

(2) 業務の委託に関する契約、労働者派遣契約及び指定管理協定（以下「委託契約等」という。） 当該委託契約等に係る業務に従事する労働者等に支払われる賃金のうち、最低賃金法第4条第3項各号に掲げる賃金を除いたもの

（労働環境確認書等）

第6条 条例第7条第1項に規定する労働環境確認書は、労働環境確認書（様式第1号）とする。

2 条例第7条第2項の規定により閲覧に供する場所は、契約担当課窓口とする。

（条例第8条の労働者等から除く者）

第7条 条例第8条の規則で定める者は、第4条第2号及び第3号に掲げる者とする。

（身分証明書）

第8条 条例第11条第3項の証明書は、身分証明書（様式第2号）とする。

（公表）

第9条 条例第13条の規定による公表は、次に掲げる事項についてインターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(1) 特定公契約の名称

(2) 特定公契約の締結日

(3) 事業者の氏名又は名称及び所在地

(4) 公表の理由

（審議会の会長等）

第10条 条例第15条第1項のみよし市公契約審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が

その職務を代理する。

(審議会の会議)

第11条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第12条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を認め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第13条 審議会の庶務は、契約担当課において処理する。

(審議会の運営)

第14条 第9条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。ただし、第5条第2項及び第9条から第13条までの規定は、公布の日から施行する。

様

労働環境確認書

みよし市公契約条例第7条第1項の規定に基づき本書を提出します。

本件契約に係る業務に従事する労働者（以下「従事者」という。）の労働条件は、以下のとおり相違ありません。なお、虚偽の報告又は報告の内容を満たしていないと判明した場合、速やかにみよし市の指導に従い、必要な措置を講じることを誓約します。

契約又は 協定名	
-------------	--

提出者（事業者）

所在地 (ふりがな) 名称 代表者	
担当者 ・連絡先	

No.	確認内容	確認結果
	条例第2条第7号イに規定する者（一人親方）ですか。 ※「はい」の場合は、「9 下請負者への要請等」についてのみお答えください。	はい・いいえ
1	就業規則 ※常時10人以上の労働者を使用する使用者に限りです。	
①	労働基準法の定めに基づき、就業規則を作成していますか。	はい・いいえ 対象外
②	就業規則は、労働基準監督署に届出されていますか。	はい・いいえ 対象外
③	就業規則は、全労働者に周知されていますか。	はい・いいえ 対象外
2	労働条件通知書	
④	労働条件通知書（雇用契約書）が整備されていますか。また、労働者に交付していますか。	はい・いいえ
3	労使協定	
⑤	36協定は、労働基準監督署に届出されていますか。	はい・いいえ
4	法定帳簿	
⑥	法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿）が整備されていますか。	はい・いいえ
5	労働時間	
⑦	労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録していますか。	はい・いいえ
⑧	休暇・休日の取得状況及び管理は適切ですか。	はい・いいえ

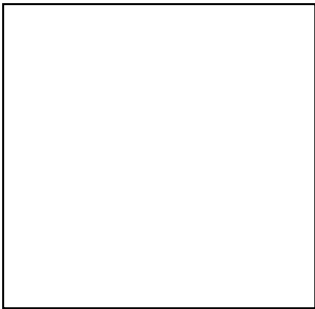
（裏面へ続く）

6 安全衛生		
⑨	事故報告書等の記録を行うなど、業務災害への対策状況は適正ですか。	はい ・ いいえ
⑩	毎年定期的に健康診断を実施していますか。	はい ・ いいえ
7 各種保険加入手続		
⑪	労働保険及び社会保険の加入等の手続を適正に行っていますか。	はい ・ いいえ
8 賃金		
⑫	賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金が支払われていますか。	はい ・ いいえ
⑬	賃金について、通貨で全額を、労働者に直接又は口座振替等の方法により、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	はい ・ いいえ
⑭	時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っていますか。	はい ・ いいえ
⑮	本件業務に従事する労働者の賃金1時間当たりの単価の最低額及びその職種を記入してください。	_____円/時間 職種：_____
9 下請負者への要請等		
⑯	本件契約に係る業務の下請負者がある場合、当該下請負者に条例の趣旨を説明し、理解を得た上で、当該下請負者の従事者の適正な労働条件の確保について当該下請負者に要請等を行っていますか。	はい ・ いいえ 対象外
⑰	本件契約に係る業務の下請負者がある場合、適正な条件で契約を行っていますか。	はい ・ いいえ 対象外
10 外国人労働者の適正な雇用		
⑱	外国人の雇入れ及び離職の際には、その氏名、在留資格等をハローワークに届け出ていますか。	はい ・ いいえ 対象外
⑲	外国人労働者に従事させる業務が、在留資格上、問題ないことを確認していますか。	はい ・ いいえ 対象外

【特記事項】（※確認結果が「いいえ」の場合、その理由及び改善予定等をここに記入してください。）

--

様式第2号（第8条関係）

	第 号
	身 分 証 明 書
	所 属
	職氏名
	年 月 日生
上記の者は、みよし市公契約条例第11条第1項の規定により立ち入り 検査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	
愛知県みよし市長 印	

みよし市公契約条例（抜粋）
（立ち入り調査等）
第11条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し、必要な報告 若しくは資料の提出を求め、又は職員に当該事業者の事業所若しくは作業場に立ち入 り、必要な調査をさせることができる。
（1）労働者等から第9条の規定による申出を受け、その申出の事実を確認するため必要 があると認めるとき。
（2）前号に掲げる場合のほか、特定公契約に係る労働者等の労働環境を確認するため必 要があると認めるとき。
2 前項の規定により立入調査をする場合において、市長等は、必要があると認めるとき は、労働者等その他の関係者に協力を求めることができる。
3 第1項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者 から請求があったときは、これを提示しなければならない。
4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈して はならない。

7 審議事項 労働報酬下限額について

みよし市情報公開条例第7条第5号の規定により、非公開とする。

8 その他

(1) 労働報酬下限額の取り扱いについて

- ① 特定公契約の対象期間が複数年度にまたがる場合は、契約の締結の翌年度以降に労働報酬下限額が改定された場合でもその適用を受けず、履行終了又は指定期間終了まで当初の労働報酬下限額を適用することとしたい。ただし、契約（指定）期間中に、最低賃金額が労働報酬下限額を上回る場合は、最低賃金額を支給しなければならないこととする。
- ② 今回の下限額は、2月1日以降に公告する令和5年度の案件に適用させる金額とする。
工事及び製造の請負契約の労働報酬下限額については、2月中旬に、令和6年4月1日以降に適用となる設計労務単価が公表されたら、その労務単価を基準とした額で令和6年4月1日以降の下限額を設定し、再度告示することとしたい。

(2) 公契約審議会の今後の開催時期について

設計労務単価は毎年2月中旬頃、最低賃金は毎年8月から9月頃に発表があるため、改定の時期に合わせて、9月中旬と、2月下旬の年2回開催としたい。